

平成31年度福岡県環境物品等調達方針一覧Ⅱ

※この方針は、平成31年4月1日から適用する。

(調達目標の設定を行わないが、できる限り判断基準を満たす物品を調達するよう配慮する品目)

◎品目及び基準等の考え方

- ・調達推進品目 → グリーン購入法第6条の規定により国が定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針及び本県において調達実績のある物品等の中から選定した品目である。
- ・判断基準 → 環境に配慮していると判断するための基準である。認定リサイクル製品は、判断基準にかかわらず調達可能とする。
- ・配慮事項 → 環境負荷を低減する上で、さらに配慮することが望ましい事項である。

◎判断基準で示す表とは、判断基準別表のことである。

14	自動車等	2
18	設備	2
19	公共工事	3
20	役務	9

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
14 自動車等	1 ETC対応車載器		○ ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。		
	2 乗用車用タイヤ		① 転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ② スパイクタイヤでないこと。	① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	注) 1 判断基準の対象とする「乗用車用タイヤ」とは、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234による。 3 判断基準①については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。 4 判断基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」(平成2年法律第55号)の趣旨を踏まえたものである。
	3 2サイクルエンジン油		① 生分解度が28日以内で60%以上であること。 ② 魚類による急性毒性試験の96時間LC ₅₀ 値が100mg/L以上であること。	① 製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムはあること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	注) 1 「生分解度」については、表下欄外の注)1参照。(P19) 2 「魚類の急性毒性」については、表下欄外の注)2参照。(P19)
18 設備	1 太陽発電システム (公共・産業用)		① 太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。 ② 発電電力量等が確認できるものであること。 ③ 太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ④ パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑤ 太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑥ 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ⑦ 太陽電池モジュールについては、表2に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。	① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③ 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④ 特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ⑤ 太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑥ 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。	注) 1 「太陽発電システム」とは、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。 2 「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961に準拠して算出するものとする。 3 モジュール変換効率の算出方法は表下欄外注)3参照。(P19) 4 太陽電池モジュールの設計適格性確認試験及び形式認証についてはJIS C 8990又はJIS C 8991に準拠するものとする。 5 「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。 6 「集熱量」は、液体集熱式集熱器にあっては集熱媒体平均温度から、空気集熱式集熱器にあっては入口集熱媒体温度から、気温を差し引いた値が10K かつ日射量が20,930kJ/(m ² ・日)であるときの値をJIS A 4112:2011に準拠して算出するものとする。JIS A 4112:2011で規定される「太陽集熱器」に適合する太陽熱利用システムは、判断基準①を満たす。 7 調達を行う各所属は、表下欄外注)4に十分留意すること。(P19)
	2 太陽熱利用システム (公共・産業用)		① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 液体集熱式集熱器にあっては、集熱量が8.372kJ/(m ² ・日)以上であること。 イ 空気集熱式集熱器にあっては、集熱量が6.279kJ/(m ² ・日)以上であること。 ② 集熱器及び周辺機器について、別表2に示された項目が、ウェブサイト等で容易に確認できること。	① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③ 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④ 外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤ 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。	

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
18 設備	3 燃料電池		○ 商用電源の代替として、燃料中の水素と空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。	○ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。	
	4 エネルギー管理システム		○ 建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視できるシステムであること。	○ 設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。	
	5 日射調整フィルム		① 遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 ② 熱貫流率5.9W/(m ² ・K)未満であること。 ③ 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④ 貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤ 上記①から④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥ フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。	○ 遮蔽係数が可能な限り低いものであること。	注) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 57591による。 3 判断の基準①において、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。 4 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 57591に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0.10の範囲であること。 5 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。 6 調達を行う各所属は、次の事項に留意すること。 ア ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム 1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。 イ 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。 ウ 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。 エ 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。
19 公共工事(資材)	公共工事共通判断基準		○ 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる資材(材料及び機材を含む)、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けて	○ 資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	○ 公共工事所管部局における、資材の調達予定や実績の集約に相当の時間を要するため、国と同様に、今後、実績の把握方法の検討を進める中で、目標の立て方について検討する。
	盛土材等	1 建設汚泥から再生した処理土	① 建設汚泥から再生した処理土であること。 ② 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。		
		2 土工用水砕スラグ	○ 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。	○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	
		3 鋼スラグを用いたケーソン中詰め材	○ ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる鋼スラグであること。		
		4 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	○ ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。		
	地盤改良材	5 地盤改良用製鋼スラグ	○ サンドコンパクションパイル工法において、天然砂(海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。	○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	
	コンクリート用スラグ骨材	6 高炉スラグ骨材	○ 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。	○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	注)「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。
7 フェロニッケルスラグ骨材		○ 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。		注)「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。	

分類	大項目	調達推進品名	判断基準	配慮事項	摘要	
19 公共工事(資材)	コンクリート用スラグ骨材	8 鋼スラグ骨材	○ 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる鋼スラグが使用された骨材である。		注)「鋼スラグ骨材」については、JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。	
		9 電気炉酸化スラグ骨材	○ 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグが使用された骨材であること。	○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	注)「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。	
	アスファルト混合物	10 再生加熱アスファルト混合物	○ アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。			注)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)に適合する資材は、本基準を満たす。
		11 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	○ 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。		
		12 中温化アスファルト混合物	○ 加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。			注)「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。
	路盤材	13 再生骨材等	○ コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。			
		14 鉄鋼スラグ混入路盤材	○ 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。		注)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)に適合する資材は、本基準を満たす。
	小径丸太材	15 間伐材	① 間伐材(林地残材・小径木等の再生資源を含む。)であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ② 林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	○ 林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	注) 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則すとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに殉教して行うものとする。国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。	
	混合セメント	16 高炉セメント	○ 高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。			注)「高炉セメント」については、JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。
		17 フライアッシュセメント	○ フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。			注)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。
	コンクリート及びコンクリート製品	18 透水性コンクリート	○ 透水係数 1×10^{-2} cm/sec以上であること。			注)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1 平板)で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。
	鉄鋼スラグ水和固化体	19 鉄鋼スラグブロック	○ 骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。	○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。		
	吹付けコンクリート	20 フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	○ 吹付けコンクリートであつて、 $1m^3$ 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。			
	塗料	21 下塗用塗料(重防食)	○ 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。			
		22 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	○ 水性型の路面標示用塗料であつて、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。			
		23 高日射反射率塗料	① 近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ② 近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。			注) 1 「高日射反射率塗料」は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。 2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。 3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
19 公共工事(資材)	防水	24 高日射反射率防水	○ 近赤外線における日射反射率が50.0%以上であること。		注) 1 「高日射反射率防水」は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。
		舗装材	25 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	① 原料に再生材料(個表1の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成したものであること。 ② 再生材料は原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成物を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。	○ 土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成物を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。
	26 再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)		① 原料に再生材料(個表2の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用いられたものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。		注) 判断基準③については、JIS A 5031(一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)に定める基準による。
	園芸資材	27 パークたい肥	○ 以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・ 有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・ 炭素窒素比[C/N比] 35以下 ・ 陽イオン交換容量[OEC](乾物) 70meq/100g以上 ・ pH 5.5~7.5 ・ 水分 55~65% ・ 幼植物試験の結果 生物阻害その他異常が認められない ・ 窒素含量[N](現物) 0.5%以上 ・ リン酸含量[P ₂ O ₅](現物) 0.2%以上 ・ 加里含量[K ₂ O](現物) 0.1%以上		
		28 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	○ 以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・ 有機物の含有率(乾物) 35%以上 ・ 炭素窒素比[C/N比] 20以下 ・ pH 8.5以下 ・ 水分 50%以下 ・ 窒素含量[N](現物) 0.8%以上 ・ リン酸含量[P ₂ O ₅](現物) 1.0%以上 ・ アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)		注) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として調達される場合も含む。 2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するもの。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
19 公共工事(資材)	道路照明	29 LED道路照明	<p>○ LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が個表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>② トネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が個表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>③ トネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が個表3に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>		<p>注)</p> <p>1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測定方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。</p> <p>2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均をいう。</p> <p>なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値(LEDモジュールの規定光束)の80%未満になった時点(不点灯とみなす)までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。</p>
	中央分離帯ブロック	30 再生プラスチック製中央分離帯ブロック	<p>○ 再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。</p>	<p>① 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p> <p>② 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>	<p>注) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)</p> <p>「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401(再生プラスチック製中央分離帯ブロック)に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
	タイル	31 セラミックタイル	<p>① 原料に再生材料(個表1の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③ 土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p>	<p>○ 土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p>	
	建具	32 断熱サッシ・ドア	<p>○ 建築物の窓等を通じて熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>イ 二重サッシであること。</p> <p>ウ 断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p>	<p>○ ① サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>② エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令第23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>	<p>注) 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第234号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第235号)による。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
19 公共工事(資材)	フローリング	33 フローリング	<p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>② 上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③ 基材に木材を使用した場合、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>④ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>	<p>① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材(基材に木材を使用しない場合に限る。)である原木は除く。</p> <p>② 木質系材料にあっては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。170</p>	<p>(注)</p> <p>1 判断基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。</p> <p>2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。</p> <p>3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。</p> <p>4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。 ア 基材に木材を使用したものについては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。 イ 上記ア以外の物品にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合においては、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p> <p>5 判断基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「(基材に木材を使用しない場合に限る。)」(注)4のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。</p>
		34 パーティクルボード	<p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>	<p>① 原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である間伐材は除く。</p> <p>② 木質系材料にあっては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	<p>(注)</p> <p>1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格A1460による。</p> <p>2 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者においては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>4 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
		35 繊維板			
		36 木質系セメント板	<p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>② 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>	<p>① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>② 木質系材料にあっては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	<p>(注)</p> <p>4 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
19 公共工事(資材)	木材・プラスチック複合材製品	37 木材・プラスチック再生複合製品	① リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ② 原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。 ③ 重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ④ 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。	○ 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。	注) 1 本項の判断基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。 2 判断基準①②及び③については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。 3 判断基準①③及び④については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」(4.2リサイクル材料等の含有率区分 R60,R70,R80及びR90)は本基準を満たす。
		ビニル系床材	38 ビニル系床材	○ 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。	○ 工事施工時に発生する端材が回収され、再生利用のための仕組みが整っていること。
	断熱材	39 断熱材	○ 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ア フロン類が使用されていないこと。 イ 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。	○ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。	注) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者の判断の基準等」(平成25年12月経済産業省告示第270号)による。
	照明機器	40 照明制御システム	○ 連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。		
	変圧器	41 変圧器	○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。	○ 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。	注) 変圧器については、表下欄外の注)5参照。(P19)
	空調用機器	42 吸収冷温水機	① 冷房の成績係数が表1に示された区分の数値以上であること。		注) 1 判断基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が105kW以上のものである。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法はJIS B 8622による。
			② 冷房の期間成績係数が表2に示された区分の数値以上であること。		注) 水蓄熱式空調機器については、表下欄外の注)6参照。(P19～P20)
		43 水蓄熱式空調機器	① 水蓄熱槽を有していること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ 冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。		注) 1 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機については、表下欄外の注)7参照。(P20) 2 期間成績係数(APFp)の算出方法は、JIS B 8627による。
		44 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	① 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ② 期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。		注) 1 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機については、表下欄外の注)7参照。(P20) 2 期間成績係数(APFp)の算出方法は、JIS B 8627による。
		45 送風機	○ プレミアム効率モータが使用されていること。		注) 1 プレミアム効率モータは、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機-低圧トプランナーモータ)で規定される低圧トプランナーモータとする。 2 適用範囲は、定格電圧600Vの三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。
		46 ポンプ	○ プレミアム効率モータが使用されていること。		注) 1 プレミアム効率モータは、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機-低圧トプランナーモータ)で規定される低圧トプランナーモータとする。 2 適用範囲は、定格電圧600Vの三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。
	配管材	47 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	○ 排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。	○ 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。	注) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。 2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021の7.8.1.1a)2)「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
19 公共工事(資材)	衛生器具	48 自動水栓	○ 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。		注) 1 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること 2 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。 3 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。
		49 自動洗浄装置及びその組み込み小便器	○ 洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御されること。		
		50 大便器	○ 洗浄水量が6.5L/回以下であること。		
	コンクリート用型枠	51 再生材料を使用した型枠	○ 再生材料を使用した型枠については、再生材料(別表に掲げるものを原料としたもの)が原材料の重量比で50%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。	① 再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性(材料費、転回回数、回収費、再生処理費等を考慮)が確保されたものであること。 ② 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。	注) 1 プレキャスト型枠等構造物の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合の「再生プラスチック」の説明は、「中央分離帯ブロック」と同じ。
		52 合板型枠	○ 型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 ② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。	① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。 ② 木質系材料にあつては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。	注) 1 判断基準②は、機能的又は受給上の制約がある場合とする。 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、注)3に示す内容が表示されていることを確認すること。 3 合板型枠の板面の表示内容については、表下欄外の注)8参照。(P20)
19 公共工事(建設機械)	51 排出ガス対策型建設機械	○ 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1~4に掲げる値以下のものであること。			
	52 低騒音型建設機械	○ 建設機械の騒音の測定値が別表5に掲げる値以下のものであること。			
(工法)	建設発生土有効利用工法	54 低品質土有効利用工法	○ 施行現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。		
	建設汚泥再生処理工法	55 建設汚泥再生処理工法	① 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ② 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。		
	コンクリート塊再生処理工法	56 コンクリート塊再生処理工法	○		
	舗装(表層)	57 路上表層再生工法	○ 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。		
	舗装(路盤)	58 路上再生路盤工法	○ 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。		注) アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。
	法面緑化工法	59 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	○ 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材および建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。		
	山留め工法	60 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	○ セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。		注) 本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。
(目的物)	舗装	61 排水性舗装	○ 雨水を道路の路盤下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。		注) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。
		62 透水性舗装	○ 雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。		注) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。
	屋上緑化	63 屋上緑化	① 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ② ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。	① 屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ② 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。	注) 建物の屋上等において設置するものとする。
20 役務	1 省エネルギー診断	○ 表1に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善について提案が行われるものであること。			

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
20 役務	2 食堂		<p>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>① 生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p>② 繰り返し利用できる食器が使われていること。</p> <p>③ 食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。</p> <p>④ 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>⑤ 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>⑥ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>⑦ 提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。</p> <p>⑧ 食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>⑨ 食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。</p>	<p>① 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p> <p>② 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p> <p>③ 食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。</p> <p>④ 食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>⑤ 修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。</p> <p>⑥ 再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。</p> <p>⑦ 食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断基準を準用する。</p> <p>2 判断基準④及び⑥の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用等をいう。</p> <p>3 判断基準④及び⑤の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生抑制のことをいう。</p> <p>4 判断基準⑤については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。</p> <p>5 判断基準⑦に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じず提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。</p> <p>6 判断基準⑨については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。</p> <p>7 配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
20 役務	庁舎管理等	3 庁舎管理	<p>① 庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。</p> <p>ア 空気調和設備、換気設備 イ ボイラー設備、給湯設備 ウ 照明設備、昇降機、動力設備 エ 受変電設備</p> <p>③ 当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づきその実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。</p> <p>④ 常駐管理の場合にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量又は廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>ア エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者等と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。</p> <p>イ 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者等と連携して行う節水対策を含む。）。</p> <p>ウ 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者等と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。</p> <p>⑤ 常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力しその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>⑥ 省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。</p> <p>⑦ エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。</p> <p>⑧ 庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。</p>	<p>① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。</p> <p>② エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）」を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られること。</p> <p>③ エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。</p> <p>④ 施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツール等の活用を努めていること。</p> <p>⑤ 庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるときと、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。</p> <p>⑥ 庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮するよう努めていること。</p>	<p>注）</p> <p>1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。</p> <p>2 判断の基準②から⑤については、役務の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。</p> <p>3 庁舎管理に係る判断基準の②の管理標準は、別表1に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）」を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。</p> <p>4 判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、別表2を参考として選定するものとする。</p> <p>5 「施設利用者」とは、入居者または来庁舎をいう。</p> <p>6 判断の基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。</p> <p>7 判断基準⑥の省エネルギー診断は、本方針に示した「20 役務」の「1 省エネルギー診断」の「省エネルギー診断」をいう。</p> <p>8 判断基準⑦のエネルギー管理システムは、本方針に示した「18 設備」の「4 エネルギー管理システム」をいう。</p> <p>9 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。</p> <p>10 配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。</p> <p>11 調達を行う各所属は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合であっても、適切な対応が図られるよう努めること。</p> <p>イ 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
20 役務	庁舎管理等	4 植栽管理	<p>① 植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 病害虫予防として、適切な剪定や刈り込みを行って通風を良くし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度の低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③ 農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p>	<p>① 灌水の雨水利用に配慮されていること。</p> <p>② 剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>③ 施肥に当たって、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥(土壌改良材)が使用されていること。</p> <p>④ 植え替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p> <p>⑤ 植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。</p> <p>⑥ 植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。</p> <p>2 判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。</p> <p>3 判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)」に準拠したものであること。</p>
		5 加煙試験	<p>○ 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p>	<p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮していること。</p>	<p>注)</p> <p>1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断基準を適用する。</p> <p>2 「フロン類」の説明は、「庁舎管理」と同じ。</p>
		6 清掃	<p>① 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>③ ごみの収集は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>④ 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。</p> <p>⑤ 清掃に使用する床維持剤(ワックス)、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>⑥ 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。</p>	<p>① 清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>② 補充品等は、過度な補充を行わないこと。</p> <p>③ 洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じた適切な水素イオン濃度(pH)のものを使用すること。</p> <p>④ 清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>⑤ 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p> <p>⑥ 建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めること。</p> <p>⑦ 清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>	<p>注)</p> <p>1 判断基準②の「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。</p> <p>2 判断の基準④の紙類の排出に当たって、調達を行う各所属は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上古紙排出に当たったの分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。</p> <p>3 判断の基準⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。</p> <p>4 判断の基準⑥の「環境負荷低減が図られる清掃方法等」とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。</p> <p>5 配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度(pH)の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液でpH5～pH9が望ましい。</p> <p>6 配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の対象となる物質をいう。</p> <p>7 調達を行う各所属は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
20 役務	庁舎管理等	7 タイルカーペット洗浄	<p>① 洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下であること。</p> <p>② 洗浄に使用する水量が40L/m²以下であること。</p> <p>③ 洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断基準(「清掃」参照。)を満たすこと。</p> <p>④ 洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p>	<p>① 洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>② 洗剤の原料に植物性油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>③ 洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>④ 洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 本項の判断基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。</p> <p>2 判断基準④の透視度はJIS K 0120による。</p> <p>3 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の対象となる物質をいう。</p>
		8 害虫防除	<p>① 害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>③ 害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>④ 防除作業にあたり、事前計画や目標が設置されていること。また、防除作業後に効果判定(確認調査、防除の有効性評価等)が行われていること。</p> <p>⑤ 殺そ剤又は殺虫剤の使用にあたっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</p>	<p>○ 生息状況等に応じた適切な害虫防除方法を提案するよう努めていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。</p>
		9 機密文書処理	<p>① 当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</p> <p>② 機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ 破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</p> <p>③ 適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。</p>	<p>① 機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。</p> <p>② 紙(印刷・情報用紙及び衛生用紙)として再生可能な処理が行われること。</p> <p>③ 運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート効率化が図られていること。</p> <p>④ 可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p>	<p>注)</p> <p>1 調達を行う各所属は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。</p> <p>2 調達を行う各所属は、表下欄(注)9)に十分留意すること。(P20)</p> <p>3 「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解・破砕などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各所属内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
20 役務	10 輸配送		<p>① エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>② 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤ モーダルシフトを実施していること。</p> <p>⑥ 輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>⑦ 上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p>	<p>① エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準(経済産業省・国土交通省告示第7号(平成18年3月31日)」及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針(経済産業省・国土交通省告示第2号(平成26年1月17日)」を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>② 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。</p> <p>③ 輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。</p> <p>④ 輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。</p> <p>⑤ 再配達を削減するための取組が実施されていること。</p> <p>⑥ エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>⑦ 道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。</p> <p>⑧ 販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨ 事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>⑩ 契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。</p> <p>⑪ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年6月3日法律第70号)の対策地域を走行する輸配送にあつては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。</p>	<p>注) 「輸配送」の説明については、表下欄外の注)10～19参照。(P20)</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
20 役務	11 庁舎等において営業を行う小売業務		<p>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>① 容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。</p> <p>② 消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>③ 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>イ 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>ウ 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。</p> <p>エ 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>オ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>④ 店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。</p> <p>⑤ ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供するすべての買物袋に植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが10%以上使用されていること。</p>	<p>① 店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。</p> <p>② 店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。</p> <p>③ ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供するすべての買物袋に植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。</p> <p>④ 食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。</p> <p>⑤ 食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。</p>	<p>注)</p> <p>1 判断基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正なサイズの容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。</p> <p>2 判断基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。</p> <p>3 判断基準③及び配慮事項④の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。</p> <p>4 判断基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生を抑制のことをいう。</p> <p>5 判断基準③ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。</p> <p>6 判断基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。</p> <p>7 判断基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行うことをいう。</p> <p>8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>9 判断基準⑤及び配慮事項③の「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
20 役務	12 クリーニング		<p>① ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③ ハンガーの回収及び再利用等の仕組みが構築されていること。</p>	<p>① 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>② ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。</p> <p>③ 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>④ 可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。</p> <p>⑤ 包装材(ポリ包装資材、袋等)の削減に努めていること。</p> <p>⑥ 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>	<p>注) 1 「クリーニング」は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。</p> <p>2 「ドレン」とは、蒸発してきた蒸気(飽和蒸気)が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態化したものをいう。</p> <p>3 「エコドライブ」「エコドライブを推進するための措置」の説明については、表下欄外の注)12,20参照。(P20、P21)</p> <p>4 「ハンガーの回収及び再利用等の仕組みが構築されていること」の説明については、表下欄外の注)21参照。(P21)</p> <p>5 「低燃費・低公害車」の説明については、本調達方針に示した「低公害車」に同じとする。</p>
	13 飲料自動販売機設置		<p>① エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>③ 表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑤ 飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑥ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p>	<p>① 年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒(種類、地球温暖化係数及び封入量)が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>② 屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>③ 屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>④ カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>⑤ 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑥ 自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配達効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>注) 「自動販売機設置」の説明については、表下欄外の注)22～32参照。(P21)</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
20 役務	14 引越輸送		<p>① 梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③ 引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われて+G764いること。</p> <p>イ 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>ウ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。</p>	<p>① 環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>② 梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。</p> <p>③ 梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、植物を原料としたプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。</p> <p>ア エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準(経済産業省・国土交通省告示第7号(平成18年3月31日)」及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針(経済産業省・国土交通省告示第2号(平成26年1月17日)」を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>イ 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸送が実施されているウ輸送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>エ コドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>オ 道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。</p> <p>カ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等(庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器・物品、書類等の引越輸送業務及びこれに付帯する梱包・開梱、配置・養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。</p> <p>2 判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を決めるものとする。</p> <p>3 判断の基準④及び配慮事項④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。</p> <p>4 「環境保全のための仕組み・体制の整備」の説明については、表下欄外の注)11参照。(P20)</p> <p>5 「エコドライブ」「エコドライブを推進するための措置」の説明については、表下欄外の注)12~13参照。(P20)</p> <p>6 判断の基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。</p> <p>7 配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。</p> <p>8 配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、①エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。②渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。③輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。</p> <p>9 配慮事項④イの低燃費・低公害車とは、本調達方針に示した「14 自動車等」を対象とする。</p> <p>10 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)</p> <p>11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>12 調達を行う各所属は、表下欄外の注)33)に十分留意すること。(P21)</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
20 役務	15 会議運営		<p>○ 委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。</p> <p>① 紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>② ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>④ 会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア 公共交通機関の利用 イ クールビズ及びウォームビズ ウ 筆記具等の持参</p> <p>⑤ 飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。</p>	<p>① 会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が調達推進品目に該当する場合は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>② ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。</p> <p>③ 自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。</p> <p>④ 食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。</p> <p>⑤ 資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>注)</p> <p>1 「低燃費・低公害車」とは、本調達方針に示した「14 自動車等」を対象とする。</p> <p>2 「エコドライブ」の説明については、表下欄外の注)12参照。(P20)</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
----	-----	---------	------	------	----

<p>注)</p> <p>【自動車等】</p> <p>1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d windowを適用しない。</p> <p>ア OECD (経済協力開発機構) 化学品テストガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 301B (CO2発生試験) ・ 301C (修正MITI (I) 試験) ・ 301F (Manometric Respirometry試験) <p>イ ASTM (アメリカ材料試験協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法) ・ D6731 (密閉respirometer中の潤滑油、または潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法) <p>2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>ア JIS (日本工業規格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ K 0102 (工場排水試験方法) ・ K 0420-71シリーズ (10、20、30) <p>(水質-淡水魚[ゼブラフィッシュ(真骨類、コイ科)]に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部: 止水法、第2部: 半止水法、第3部: 流水法)</p> <p>イ OECD (経済協力開発機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 203 (魚類急性毒性試験) <p>なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081 (水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製されたWAF (水適応性画分) やWSF (水溶解性画分) を資料として使ってもよい。この場合、96時間LL50値が100mg/l以上であること。</p> <p>【設備】</p> <p>3 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。</p> <p>セル実効変換効率 = モジュールの公称最大出力 / (太陽電池セルの合計面積 × 放射照度)</p> <p>太陽電池セルの合計面積 = 1セルの全面積 × 1モジュールのセル数</p> <p>放射照度 = 1000W/m²</p> <p>1セル全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。</p> <p>4 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表1又は2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。</p> <p>イ 調達にあたっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。</p> <p>ウ 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。</p> <p>エ 太陽熱利用システムの導入にあつては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。</p> <p>オ 調達にあつては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報(製造事業者が有する情報を含む。)を、設置事業者を通じ把握すること。</p> <p>カ 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再利用又は再生利用に努めることとし、再利用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。</p> <p>【公共工事】</p> <p>5 判断基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7,000V以下のものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。</p> <p>ア 絶縁材料としてガスを使用するもの</p> <p>イ H種絶縁材料を使用するもの</p> <p>ウ スコット結線変圧器</p> <p>エ 3以上の巻線を有するもの</p> <p>オ 柱上変圧器</p> <p>カ 単相変圧器であつて定格容量が5kVA以下のものまたは500kVAを超えるもの</p> <p>キ 三相変圧器であつて定格容量が10kVA以下のものまたは2000kVAを超えるもの</p> <p>ク 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であつて三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの</p> <p>ケ 定格二次電圧が100V未満のものまたは600Vを超えるもの</p> <p>コ 風冷式または水冷式のもの</p> <p>6 「水蓄熱式空調機器」については、以下に留意すること。(別表1及び2は、基準別表に記載)</p> <p>ア 水蓄熱式空調機器とは、水蓄熱ユニット又は水蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。</p> <p>イ 判断基準は、水蓄熱ユニットについては、非蓄熱型相当冷却能力が、水蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては、定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kw以上のものに適用する。</p> <p>ウ 成績係数の算出方法は、以下の算定式による。(昼間熱源機運転時間: 10時間)</p> $\text{成績係数} = \frac{\text{水蓄熱ユニット} \quad \text{成績係数} = \frac{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW}\cdot\text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW}\cdot\text{h)}}{\text{水蓄熱式パッケージエアコンディショナー} \quad \text{成績係数} = \frac{\text{日量蓄熱利用冷房効率}}{\text{非蓄熱型相当冷却能力}}}$ <p>オ 「非蓄熱型相当冷却能力」とは、冷房時の時間あたり平均負荷率(時間あたりのピーク負荷の負担率を100%とした時の平均負荷の割合)を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。</p> <p>カ 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、水蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。</p> <p>キ 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。</p> <p>ク 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力(ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。</p> <p>コ 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。</p>					
--	--	--	--	--	--

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
					<p>【注】</p> <p>ケ 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。</p> <p>コ 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、蓄熱熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。</p> <p>サ 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。</p> <p>7 「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」については、以下に留意すること。</p> <p>判断基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が、28キロワット以上のものとする。</p> <p>8 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠したものとする。</p> <p>なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>ア 判断基準の①又は②の手続きが適正にされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク</p> <p>イ 認定・認証番号、認定団体名等</p> <p>なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあつては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。</p> <p>また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア及びイを板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う所属に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。</p> <p>【役務】</p> <p>9 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 判断の基準②の破砕処理の発注にあつては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。</p> <p>イ 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー一層は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上）。</p> <p>ウ 本項の「清掃」に示した別表1を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表2に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。</p> <p>10 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。</p> <p>(1) 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。</p> <p>(2) 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であつて、重量30kg以下の一〇一冊の貨物をいう。</p> <p>(3) 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであつて、重量1kg以下の一〇一冊の貨物をいう。</p> <p>11 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進すること进行。</p> <p>12 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）に基づく運転をいう。</p> <p>（参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう</p> <p>13 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすこと进行。</p> <p>ア エコドライブについて運転者への周知がなされていること。</p> <p>イ エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。</p> <p>ウ エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。</p> <p>エ 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。</p> <p>14 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していること进行。</p> <p>15 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。</p> <p>16 判断の基準⑥の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすこと进行。</p> <p>ア エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。</p> <p>イ 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。</p> <p>ウ 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。</p> <p>エ 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。</p> <p>17 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。</p> <p>18 配慮事項②の低燃費・低公害とは、本基本方針Iに示した「自動車」を対象とする。</p> <p>19 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。</p>

分類	大項目	調達推進品目名	判断基準	配慮事項	摘要
					<p>注)</p> <p>20 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。 ア エコドライブについて運転者への周知がなされていること。 イ エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む)等の取組を実施していること。 ウ エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。</p> <p>21 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。 ア 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。 イ 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。 ウ 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。</p> <p>22 「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。 ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する收容スペースをもつもの ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの ④電子冷却(ベルチエ冷却等)により、飲料(原料)を冷却しているもの</p> <p>23 設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。</p> <p>24 判断の基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。</p> <p>25 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン(HFO1234yf)等。</p> <p>26 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。</p> <p>27 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモジフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。</p> <p>28 判断の基準⑤における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。</p> <p>29 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断の基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率(小数点以下を切り捨て)で表したものである。</p> <p>30 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。 ア 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。 イ 設置場所(屋内・屋外、日向・日陰等)によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。 ウ マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>31 判断基準④については、リユース部分には適用しないものとする。</p> <p>32 判断基準⑤については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。</p> <p>33 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。 ①引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者(廃棄物処理法施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項に該当するものを含む)に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者(同法施行規則第9条第1項及び第10条の3第1項に該当するものを含む)にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越業者に依頼することも可能である。 ②引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。 ③廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの送付を受け、委託内容どおり運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。</p>